

# 宮城県公報

宮 城 県  
（総務部私学文書課）  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
（毎週火、金曜日発行）

## 目 次

### 規 則

○動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

（食と暮らしの安全推進課）

一

○だれもが住みよい福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

（地域福祉課）

三

### 告 示

○特定非営利活動法人の設立の認証申請

（NPO活動促進室）

三

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出

（二件）

（障害福祉課）

四

○都市計画事業の事業計画変更の認可

（都市計画課）

四

### 公 告

○開発行為に関する工事の完了

（建築宅地課）

四

## 規 則

動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年二月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第九号

動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

動物の愛護及び管理に関する条例施行規則（平成十三年宮城県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中、「（様式第九号）」を、「（様式第十一号）」に改め、同条を第十条とする。  
第八条中、「様式第八号」を、「様式第十号」に改め、同条を第九条とする。

ページ

第七条第一項中、「（様式第六号）」を、「（様式第八号）」に改め、同条第二項中、「（様式第七号）」を「（様式第九号）」に改め、同条を第八条とする。

第六条第一項第一号中、「様式第四号」を、「様式第六号」に改め、同項第二号中、「様式第五号」を「様式第七号」に改め、同条を第七条とする。

第五条第二項中、「様式第三号」を、「様式第五号」に改め、同条を第六条とする。  
第四条中、「（様式第二号）」を、「（様式第四号）」に改め、同条を第五条とする。

第三条第一項中、「様式第一号」を、「様式第三号」に改め、同条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

（犬又はねこの引取り）

第三条 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号。以下「法」という。）第三十五条第一項の規定により犬又はねこの引取りを求める飼い主は、知事に犬又はねこの引取り依頼申請書（様式第一号）を提出しなければならない。

2 法第三十五条第一項の規定により所有者の判明しない犬又はねこの引取りを求める者（以下この項において「犬又はねこの引取りを求める者」という。）は、知事に所有者の判明しない犬又はねこの引取り依頼申請書（様式第二号）を提出しなければならない。ただし、犬又はねこの引取りを求める者の依頼により警察本部又は警察署（以下「警察署等」という。）で犬又はねこを一時的に預かった場合において、当該犬又はねこを警察署等から引き取るときは、警察職員が犬又はねこの引取りを求める者から犬又はねこを一時預かる際に作成した書類の写しをもって所有者の判明しない犬又はねこの引取り依頼申請書に代えることができる。

様式第九号中、「（様式第九号）」を、「（様式第十一号）」に改め、同様式を様式第十一号とする。

様式第八号中、「（様式第八号）」を、「（様式第九号）」に、

動物愛護監視員証明書

職 名  
氏 名  
生年月日

動物愛護監視員証明書

を

写 真  
所 属  
氏 名  
生年月日

に改め、同様式を様式第十号とする。

様式第七号中、「（様式第七号）」を、「（様式第八号）」に改め、同様式を様式第九号とする。



様式第 2 号 ( 第 3 条関係 )

年 月 日

宮城県知事

殿

申請者 住所  
氏名  
連絡先

〔法人にあっては、主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

所有者の判明しない犬又はねこの引取り依頼申請書

下記のとおり動物の愛護及び管理に関する法律第 35 条第 2 項の規定により所有者の判明しない犬又はねこの引取りを求めます。

記

1 引取り動物

犬・ねこの別	種類	体格	毛色	性別	年齢(推定)	備考(特徴等)

合計 犬 頭  
ねこ 頭

2 拾得した日時、場所、状況など

場所

状況

その他

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

だれもが住みよい福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年二月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第十号

だれもが住みよい福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

だれもが住みよい福祉のまちづくり条例施行規則(平成八年宮城県規則第七十八号)の一部を次のように改正する。

別表第一第五号の表中

「 駐車場法第十二条の規定による届出をしなければならぬ施設

を

「 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)第二十一条の規定する特定路外駐車場

に

改める。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

### 告 示

○宮城県告示第百六十六号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十年二月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 フェアトレード東北

2 代表者の氏名 布施 龍一

3 主たる事務所の所在地 石巻市蛇田字下中坪十四番一号

4 定款に記載された目的

この法人は消費者に対して、フェアトレード(公正取引)商品の普及に関する事業を行い、発展途上国で作られた作物や製品を適正な価格で、継続的に取引することによって、生産者の持続的な生活向

上に寄付することを目的とする。

4 申請のあった年月日 平成二十年二月八日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 国際福祉ネットみやぎ・21

1 代表者の氏名 佐藤 幹雄

2 主たる事務所の所在地 仙台市青葉区小田原六丁目一番八・五〇四号

3 定款に記載された目的  
この法人は、国際ボランティア及び日本語学習を希望する外国人及び日本語教師ボランティアを希望する人々を対象として、正しい日本語を教授することにより日本語教育の質の向上と人材養成を行い、関連する各種団体に対しての支援活動と国際交流を通じて日本語教育の普及発展と国際ボランティア活動の普及に寄付することを目的とする。

4 申請のあった年月日 平成二十年二月十二日

○宮城県告示第百六十七号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十年二月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号 〇四一五五〇〇四四六	事業所の名称及び所在地 総合ライフサービス 事務所 仙台市泉区館六丁目四・二	設置者名 有限会社総合ライフサービス	廃止年月日 平成二十年 一月三十一日
---------------------	-------------------------------------------------	-----------------------	--------------------------

○宮城県告示第百六十八号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十年二月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	廃止した指定障害福祉サービス	設置者名	廃止年月日
-------	-------------	----------------	------	-------

〇四一一〇〇二二六	岩沼市中央一丁目四・三十二	行動援護	セントケア宮城株式会社	平成二十年一月三十一日
〇四二二二〇〇二九七	セントケア大河原柴田郡大河原町字サウスロアヴェール店舗一〇一号室	行動援護	セントケア宮城株式会社	平成二十年一月三十一日

○宮城県告示第百六十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十年二月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称 大崎市  
二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類 古川都市計画道路事業

2 名称 三・四・四号 李埴飯川線及び三・五・七号 大崎大通線

三 事業施行期間 平成八年一月十六日から平成二十二年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分 変更なし

2 使用の部分 なし

〇都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、平成二十年二月二十日その工事を完了した。

公 告

平成二十年二月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる  
地域の名称

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

岩沼市小川字新河原十六番二、十七番三、十八  
番二

東京都千代田区二番町八番地八

株式会社セブン・イレブン・ジャパン